

政令第 号

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年十一月二十五日とする。

理由

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。